

狂犬病予防注射を受けましょう！

狂犬病予防法により生後3ヶ月以上のすべての犬は、毎年、狂犬病予防注射を受けなければなりません。

また、新たに犬を飼い始めた飼い主の方は、犬の登録も必要になります。

下記の日程で狂犬病予防注射を行いますので、必ず受けてくださいますようお願いいたします。



接種日 **5月15日(月)**

受付時間	場所
10:30~10:40	物井公会堂前
10:50~11:00	大山会館前
11:10~11:40	県集合庁舎前(別府)
13:00~13:10	波止バス停付近
13:20~13:35	大津バス停付近
13:40~14:00	船越公会堂前
14:10~14:40	浦郷警察署前
14:50~15:00	赤ノ江公民館前
15:10~15:20	珍崎バス停付近

◆おねがい◆

- 現在、登録されておられる飼い主さんの変更や犬が死んでしまった時など、登録情報に変更があった場合、また、病気などのため接種ができない場合はお知らせ下さい。
- 今回注射できない場合は、最寄りの動物病院で予防注射をしていただき、「狂犬病予防注射済証」を役場環境整備課または郵便局にご持参下さい。
- 既に予防注射を受けた方も、当日会場もしくは後日環境整備課または郵便局まで「狂犬病予防注射済証」をご持参下さい。

【手数料】

- ① 予防注射だけを受ける場合・・・ 3,050円
- ② 登録と予防注射を受ける場合・・・ 6,050円
- ③ 既に予防注射を受け予防注射済票のみ受け取る場合・・・ 550円

※おつりのないようお願いいたします。



お問い合わせ先：西ノ島町役場 環境整備課 管理係 (電話：08514 - 6 - 1748)
(FAX：08514 - 6 - 0186)

令和5年
4月1日～

犬又は猫の不妊去勢手術費を補助します！

西ノ島町犬又は猫の不妊去勢手術費補助金

○制度の趣旨

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、犬又は猫に不妊手術又は去勢手術を行うことにより、犬及び猫の飼育限度を超えた繁殖による近隣に対する危害及び迷惑の発生を防止し、公衆衛生の向上に寄与するため

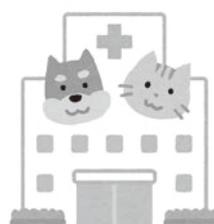
○補助対象者及び補助対象動物

町内在住者が町内で飼育する犬及び猫、並びに町内に生息する飼い主のいない猫

○補助費用

指定獣医師（島根県内及び鳥取県内で診療施設を開設し、各県獣医師会に所属する獣医師）により不妊去勢手術を実施した補助対象動物1頭につき1万円
ただし、1万円を下回る場合は当該支払った額

※当該年度において、1世帯につき犬又は猫の種類を問わず2頭まで
※年度内予算上限あり



お問い合わせ先：西ノ島町役場 環境整備課 (電話：08514 - 6 - 1748)

要申請

入学助成金・就労助成金を支給します！

西ノ島町では子育て世帯における離島ゆえの経済的負担を軽減すること及び定住促進を図るため、大学等への入学助成金と町内への就労助成金を支給します。

該当される方は申請手続きをお願いします。

助成金	入学助成金 10万円	就労助成金 24万円
対象者	<p>西ノ島中学校卒業生で、大学等（高専・専門学校等含む。）へ進学する方を対象とします。</p> <p>ただし、保護者等*が町内に居住している方を対象とします。</p> 	<p>西ノ島中学校卒業生で中学・高校・大学（高専・専門学校等を含む。）を新規に卒業し、町内の事業所で正規職員として就労される方を対象とします。</p> <p>ただし、保護者等*が町内に居住する方を対象としますが、「西ノ島町福祉職員等確保対策給付金」の対象者及び公務員として就労する方については対象外とします。</p> <p>○就労後2年未満で町外へ転出（転勤除く）する場合は、就労助成金の一部を返還していただきます。</p>

*父又は母、若しくは養育者

提出期限：令和5年4月28日（金）

お問い合わせ先：西ノ島町役場 教育課（電話：08514 - 6 - 0171）

令和5年度

西ノ島町結婚推進事業補助金の事業実施者を募集しています！

西ノ島町では、結婚支援の推進を目的とする、「婚活イベント事業」等を行う団体を募集しています。

1. 交付対象者

西ノ島町内の団体（民間団体やグループ、企業、NPO法人等）

2. 補助対象事業

晩婚化、未婚化に対する取組として、結婚の推進を目的とした独身男女の出会いの場を積極的に創出する事業を行う団体で、以下の全ての条件を満たす事業に対して補助金を交付します。（営利を目的とする事業は対象外です。）

- （1）20歳以上の独身男女を対象とする交流イベント等を実施すること。
- （2）参加者の定員は原則10人以上とし、その3分の1以上が西ノ島町内に在住し又は勤務する者とする。
- （3）補助金の交付を申請する日が属する年度の3月31日までに事業を完了すること。
- （4）補助金の交付の決定時において、既に着手していないこと。
- （5）公序良俗に反する内容又は社会通念上適当でないと思われる内容を含まないこと。

3. 補助対象経費

報償費、旅費、消耗品費、食糧費、印刷製本費、通信運搬費、保険料、使用料、賃料、その他町長が必要と認める経費

4. 補助限度額

1事業当たり50万円（ただし食糧費については1事業当たり5千円／1人までとする。）

※補助対象事業費から参加者負担金等の収入を差し引いた額が補助金額となります。

5. 補助限度額

補助率 10 / 10 ※上限を超えた場合、又は補助対象経費以外は自主財源となります。

お問い合わせ先：中央公民館（電話：08514 - 6 - 0033）